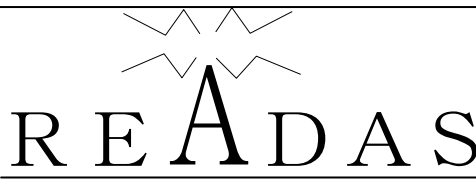


第 5403 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 2月 8日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ マイナンバーの記載を省略する書類

Q：マイナンバー記載の対象書類が見直されるようですが、どのようになるのですか？

A：平成28年度の税制改正を受けて見直されることとなっています。

【解説】

マイナンバー記載の対象書類の見直しは、平成28年度の税制改正大綱に、①申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類、②税務署長等には提出されない書類であって提出者等の個人番号の記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類については、提出者等の個人番号の記載を要しないこととする見直しを行うとされています。

そして、省略対象となる書類として、平成29年1月1日以後適用分として、所得税法関係が44、相続税法関係が21、消費税法関係が24、租税特別措置法関係が94、酒税法関係が26、たばこ税、揮発油税法等関係が18、その他が72、平成28年4月1日以後適用分として、所得税法関係が5、租税特別措置法関係が28挙げられています。

主なものには、次のようなものがあります。

- ・ 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ・ 給与所得者の保険料控除申告書
- ・ 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書
- ・ 所得税の青色申告承認申請書
- ・ 青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書

